



※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、掲載した情報は変更または中止になることがあります。

お知らせ

全国瞬時警報システム
「Jアラート」
緊急地震速報訓練を実施

6月15日(水) 午前10時ごろ

地震や武力攻撃などの緊急情報を人工衛星から瞬時に伝達する「Jアラート」を使用した自動放送訓練が全国一斉に実施されます。
※当日の災害や気象状況などにより中止となる場合があります。

問い合わせ

総務課庶務係
☎(74) 3 1 3 1



制度の一部が変わります
児童手当

対象者 町内在住の中学校卒業までの児童を養育している人

◎所得制限限度額・所得上限限度額が変わります

児童手当制度においては、児童を養育している人が所得制限限度額を超えている場合、特例給付(一律5,000円)が支給されていますが、令和4年10月支払分(令和4年6月～9月分)から所得上限

限度額が新設されます。所得額が所得上限限度額を超えている場合、児童手当は支給されません。(金額は左表を参照)
※所得制限限度額を超えていなければ、変わらず児童手当を受給することができます。

	所得制限限度額 (特例給付)	所得上限限度額 (新設)
支給額 (児童1人あたり)	一律5,000円/月	0円(支給なし)
扶養親族 などの数	受給者の所得額 (控除後の所得額)	
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

※所得税上の同一生計配偶者(70歳以上の人に限る)または老人扶養親族がいる人の限度額は、右記の額に当該同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額



◎現況届が省略されます

毎年6月に現況届の提出をお願いしていますが、児童の養育状況が変わっていない場合は、左記に該当する人を除いて、現況届の提出は不要です。

現況届の提出が必要な人

- ▼配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市町村で受給している人
- ▼支給要件児童の戸籍がない人
- ▼離婚協議中で配偶者と別居している人
- ▼その他、町から提出の案内があった人

詳しくは町ホームページをご確認ください。

問い合わせ

にこにこ甘楽
福祉課こども係
☎(67) 5 1 9 4



受給要件が変わります
児童扶養手当

児童扶養手当の受給要件が改正されたことにより、いままです児童扶養手当を受給できなかった人も

受給できる場合があります。改正後の要件に該当する場合は、福祉係にご相談ください。

◎視覚障害・視野障害に関わる障害の状態の基準が変更されました

「父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童」の視覚障害・視野障害に関わる障害の状態の基準が変更となりました。
詳しくは町ホームページをご確認ください。



◎「父または母が引き続き1年以上遺棄している児童」の認定基準が緩和されました

遺棄の認定について、離婚調停や審判の係争中で婚姻関係が継続している場合でも、「父または母による現実の扶養を期待することができない」と判断される場合は、遺棄に該当するなど、事実関係を総合的に考慮し、判断することになりました。

問い合わせ

にこにこ甘楽
福祉課福祉係
☎(67) 5 1 6 2

